

Q & A

院内での患者の所持品紛失に関する対応は？

- Q1. 当院に入院中の患者がベッド横にある引き出しに貴重品を入れておいたところ、いつの間にか貴重品の所在がわからなくなっていました。病院の中で紛失したという理由で患者から賠償を求められていますが、応じる義務があるのでしょうか。
- Q2. 患者が認知症であり、自分で財産の管理が難しいと予想される場合には、どのような対応が必要でしょうか。
- Q3. 健康診断のための画像検査の際に患者が身につけている貴金属を施設内に設置してあるロッカーに入れてもらっていたところ、知らない間に盗難されてしまいました。この場合には医療機関は賠償義務を負うのでしょうか。

A.

1. 前提

一般に医療機関内であっても患者の私物は患者本人で管理しなければなりません。したがって入院中の患者が院内で私物を紛失したからといって、それだけで病院に賠償の責任が発生するものではありません。

ただし、病院は患者との間で診療契約を締結していることで、診療契約に付随する義務として、患者の生命、身体、財産に危険が生じないよう安全に配慮する義務（安全配慮義務）を負っていると理解されています。そのため、財産を紛失してしまうことが予測できたのに、それを回避するため何ら配慮をしなかった場合には、安全配慮義務違反を理由に患者が失った財産に対して賠償すべき義務が生じる可能性があります。

また病院が患者の所持品を預かった場合は、寄託契約という契約が成立し、寄託物に対して管理責任が発生します。民法は、無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって保管しなければならないと定めています(659条)。また有償で寄託を受けた場合には、善良な管理者の注意（その立場にある標準的な人として払うべき注意）をもって、その物を保管しなければならないと定めています。そのためこれらの義務違反があった際には、寄託契約違反を理由に、患者が被った損害を賠償すべき義務が生じることになります。

なお寄託契約に関して、商法594条は「客ノ来集を目的とする場屋」を営む場屋営業者が寄託を受けた際には、民法よりも加重された管理責任を負うと規定していますが、専ら医療行為を

提供することを目的としている病院の場合は、場屋営業にはあらず商法594条の適用はないと考えられます（公益社団法人が運営管理する病院について、商法594条が加重された管理責任を課するのは、多数の客の来集によって利益を上げる施設であることに着目した点にあるところ、専ら医療を提供する目的で設立された公益社団法人は、法が予定している対象には含まれないと判断した裁判例として東京地方裁判所平成16年3月31日判決がある）。

2. 各ケースの判断

(1) Q1の場合

Q1の場合には、患者はベッド横にある引き出しに貴重品を入れておいただけですので病院が私物の管理を受けたとは評価できません。したがって、Q1の場合には病院は患者の私物の紛失について責任を負わないと考えられます。

(2) Q2の場合

Q2の場合には、患者が認知症を患っているため、自己の財産を管理できない恐れがあります。上述したように、医療機関は患者の生命、身体、財産等の安全に配慮する義務がありますので、患者が自ら財産を管理することが困難であると予想される状態であれば、医療機関は患者の財産が無くならないように何かしらの対応をしなければなりません。具体的には、患者の家族や身元引受人等に対し、患者が貴重品を院内に持ち込まないこと、必要であれば家族や身元引受人にしっかりと管理してもらうよう注意喚起しておくことが必要と考えられます。

(3) Q3の場合

Q3の場合にはロッカーの提供をもって患者の財産の寄託を受けたといえるかが問題となります。単に患者の便宜のためにロッカーを設置しているだけであれば保管場所を貸しただけだと寄託契約が成立しないと判断することは可能ですが、病院で検査を実施するためにロッカーに貴重品を入れることを積極的に指示している場合には、検査のために財産を預かったと評価することもできますので、寄託契約が成立していると考えられます。寄託契約が成立しているとすると、ロッカーの中身を第三者が容易に取得できるような状況であるような場合には、管理責任を果たしていないとして、医療機関に対して賠償責任が認められる可能性があります。

3. 最後に

院内で患者が所持品を紛失すると、病院に法的な責任が無かったとしても無用なトラブルに巻き込まれることとなりますので、事前にこのようなトラブルを避ける対策も重要です。例えば、患者に貴重品や多額の現金の持ち込みを控えるように求めること、院内掲示で院内の所持品紛失について病院は責任を負わない旨を明示しておくこと、個人の所持品を管理できる鍵付きのロッカーを院内に設置しておくことなどの対策を図ることが必要です。

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [17 席 入院患者における危険物管理の実態調査**](#)
- ・ [CASE 06 寄託契約ではないもの***](#)
- ・ [第 37 回 医療機関の防犯体制**](#)
- ・ [「病院で貴重品を預かるとき」へのアドバイス***](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。